平成２２年（フ）第６２８７号
大阪府茨木市星見町４番４号
債務者　西尾　博史
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３０６号
大阪市淀川区三津屋南１丁目８番37―707号
債務者　恒藤実紀恵
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３１０号
大阪府八尾市明美町１丁目２番３号グランドハイツ八尾701号
債務者　田椽　勝伸
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３２３号
大阪市東淀川区小松１丁目２番４号江口マンション３Ｆ
債務者　重石　道子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３２６号
大阪市淀川区東三国５―15―18山よしハイツ304号室、住民票上の住所大阪市淀川区西三国１丁目４番９号
債務者　安岡　裕司
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３２９号
大阪府高槻市南大樋町11番９号
債務者　片山　清美
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３３８号
大阪府高槻市野田１丁目６番25号
債務者　大津　光子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３６３号
大阪府枚方市出口６丁目９番１―702号
債務者　初田真理子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３６６号
大阪府高槻市芝生町２丁目21番28―609号
債務者　岩川　　守
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０４号
山形県山形市飯田４丁目７番84号水上フラワーハイツ105号、前住所山形県西置賜郡白鷹町荒砥甲821番地の２
債務者　大宮よう子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１２６号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠1540番地の９
債務者　長谷川順子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１１１号
千葉県富津市青木716番地
債務者　石井　博幸
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２２７号
茨城県石岡市栄松14127番地
債務者　古川　輝星
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２３８号
茨城県つくばみらい市台587番地１
債務者　松野　茂雄（旧姓森野）
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２４５号
茨城県かすみがうら市上稲吉160番地２
債務者　四宮　輝明
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２６６号
茨城県稲敷郡阿見町南平台２丁目12番地４
債務者　中井　榮子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４１４号
埼玉県草加市高砂１丁目８番17―209号
債務者　濱田かおる（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４４９号
埼玉県春日部市小渕1142番地１　ベルヴィー　Ａ棟103
債務者　佐々木誠司
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係